訓令

長野県訓令第１号

地方事務所
林　務　部

県営林の管理等に関する規程（昭和49年長野県訓令第６号）の一部を次のように改正し、平成29年４月１日から施行します。

平成29年３月６日

長野県知事　阿　部　守　一

第５条中「地方事務所長」を「地域振興局長」に、「「所長」を「「局長」に改める。

第７条及び第11条中「所長」を「局長」に改める。

第18条第１項及び第４項中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

第19条第１項及び第３項中「地方事務所長」を「局長」に改める。

様式第４号の次に次の様式を加える。

（様式第５号）（第19条関係）

行　政　財　産（県営林）使　用　許　可　簿

口座名（　　）　　No.

許可指令		所在地				申請		使用許可							返地確認印	調定収入					備考
年月日	番号	大字	字	地番	林小班番号	年月日	住所氏名	使用目的	種別	面積数量	期間	使用料	定形外条件	補償料	摘要	期間 自 年月日	期間 至 年月日	金額	納入期限 年月日	納入月日	
									径･基･本	㎡･㎡											

（備考）使用料を減免したときは、減免の理由及び根拠条例の条項を備考欄に記入し、減免額を使用料欄に（　）書きすること。

森林づくり推進課

平成29年(2017年)３月６日発行（毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日）
発行　長　野　県　〒380－8570（専用番号）長野市大字南長野字幅下692の２　電話 026（232）0111（代表）